

# 消防組織の概要 1. 自治体消防制度

## 1. 自治体消防制度

日本の消防組織は「自治体消防（市町村消防）」といわれ、市町村単位の体制となっています。これは昭和 23 年（1948 年）の消防組織法の施行がはじまりで、それまで消防組織は警察組織の一部門であり、内務大臣の指揮監督の下にありましたが、民主化及び地方分権の趣旨に従って分離独立し、市町村に属することとなりました。

昭和 23.3.7	消防組織法の施行	<ul style="list-style-type: none"><li>・自治体消防制度の発足</li><li>・国家消防庁の発足</li></ul>
昭和 23.8.1	消防法の施行	<ul style="list-style-type: none"><li>・消防行政の基盤が確立</li></ul>

「自治体消防」では、消防業務の第一次的責任は市町村にあります。

消防の管理者は市町村長であり、消防費は当該市町村が負担します。市町村長は条例に従って、消防職団員の任免や予算編成、財産の管理などを行いますが、実際には消防機関（消防本部や消防団等）の長を通じて指揮監督を行うこととなります。

なお、市町村長が条例に従って消防を管理することとされているのは、消防の管理に議会が一定の関与を行うことによって、住民の意思を反映させようという趣旨のためです。

また、市町村は当該市町村の区域内における消防責任を有しますが、災害が複数の市町村にまたがって発生した場合や、大規模災害や特殊な災害のために一市町村では対応しきれない場合などに、相互に応援する努力義務があります。

一方、国及び都道府県には市町村の消防行政を補完する役割があり、必要に応じて都道府県や市町村に対し、助言や指導、勧告を行うことができるとされています。ただし、これは権力的な関与ではなく、市町村の自主性は消防組織法によって保持されています。

大規模地震などの非常事態時には、国は都道府県や市町村に対し、消防の応援のための必要な措置を要求することができます。都道府県は市町村に対して、必要な指示を行うことができます。

